

島田市新型コロナウイルス感染症対処方針（改定版）

令和2年8月31日

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部

6月以降、市内における7月17日の最初の感染者の発生、県の対応方針の変更（7月28日）及び警戒レベル4（感染移行期・後期）の継続、全国的な感染拡大の継続（第2波）という状況にある。

一方で、政府専門家会議での長期的評価（感染のピークが過ぎた可能性）及び県中部地域での感染状況の低いレベルでの推移、移動制限に伴う全国的に後退しつつある経済状況に鑑み、命を守るための感染拡大予防対策のみならず、「新型コロナウイルスとの共存」を念頭においた中長期的視点での暮らしを守る取組を含めた総合的な対策が必要との認識から、対処方針を改定することとした。

1 現在の状況

(1) 県警戒レベル（8月28日現在）

警戒レベル	4（県内警戒、県外警戒）
感染流行期	感染移行期・後期
県内移動に関する行動制限	○「3つの密を回避するなど、「新しい生活様式」を徹底。 ○マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが発生しており、このような行動を現に回避するよう呼びかけ。 ○訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているか必ず確認。対応が不十分な店への訪問は慎重に検討。
本県出発及び本県訪問の回避又は警戒	（回避）：4都府県 （特に慎重に行動）：7府県 （注意して訪問可）：その他道県

(2) 中部保健所管内の状況

ア PCR検査数（8月26日現在） 3,284件

イ 陽性者数（8月29日現在） 15人、入院療養 3人

(3) 島田市の状況（8月29日現在）

島田市の累計感染者は5人。1人は入院治療中

2 対応の基本的考え方及び重点対策

(1) 対応の基本的考え方

ア 感染拡大の全国的・地域的動向を踏まえ、感染拡大予防については、「重症患者を増やさない」ことを主眼に取組を進めるとともに、3密回避、うがい・手洗い・消毒の励行等の新たな生活様式のさらなる定着を図る。

イ 収束まで相当な期間が見込まれるコロナ禍の下、感染拡大を予防しつつ市民

生活や社会経済機能を維持するための行政機関での業務継続、事業所・各種団体等での事業継続に必要な取組を積極的に推進する。

ウ 市民生活、生産基盤、雇用を維持するため必要な事業所や地域医療機関を存続させるための経営基盤を強化する取組を充実させる。

エ コロナ禍を変革や創造の好機と捉え、感染収束後の社会経済体制の変化に適応し持続的発展につなげるための取組を先行的に進める。

オ 上記取組を進めるとともに、南海トラフ巨大地震、大規模風水害等自然災害への対応を継続し、併せて今後予期される新興感染症への対応にも備える。

(2) 重点対策項目

ア 重症患者を増やさない感染対策

① 市民病院を核とした市内の医療体制を維持するために、医療機関での集団感染を予防するための措置を講じる。また、重症化リスクを軽減するために、高齢者や基礎疾患を有する人の高齢者のかかりつけ医での定期的な受診や一般市民の特定健診などの平常時の医療活動を停滞させないようにする。

② 重症化・重篤化リスクの高い高齢者等の社会福祉施設での集団感染を阻止するための措置を講じる。

③ 急激に高まっている家庭内感染による在宅の高齢者の感染リスクを軽減するための、手洗い・消毒等家庭内での感染対策の徹底を図る。

イ コロナ禍での業務継続・事業継続

ウ 事業所、地域医療機関の存続

エ 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応

オ 自然災害における新たな災害リスクや新興感染症への対応の備え

3 分野別の対応

(1) 対応体制

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部体制を維持し、総合的な取組を推進するとともに、事態の急変への迅速かつ効果的な対応を容易にする。

(2) 情報・収集、サーベイランス

感染者の特定をより円滑にするため、県からの業務委託により、8月26日から地域外来・検査センターの運用を開始する。

(1日10件の検査実施を基準)

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

① 感染判明に関する情報、市の対応、国・県の支援制度等について、広報し
まだ、市ホームページ、LINE（対応分野別情報）、ツイッターへの掲載及び相談窓口での対応により、タイムリーに情報発信を行う。また、必要に応じて報道機関への情報提供を行う。

② 緊急的かつ重要な情報については、市長からの緊急メッセージ（動画、文書）を発信し、直接市民に呼びかけることで情報への信頼度を高めると

ともに、市民としての望ましい行動を促す。

- ③ 外国人に対する多言語での情報発信は、ホームページでの外国語変換機能の活用を促すとともに、必要に応じて個別分野での対応を行う。

イ 相談窓口

- ① 一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応（市HP掲載）
- ② 新型コロナウイルス感染に係る子育てに関する相談や福祉施設での感染症対策の相談・保健師の派遣等の個別の対応も継続実施
- ③ 感染疑いの場合の相談窓口は、従来どおり、県指定の相談窓口で対応（帰国者・接触者相談センター）
- ④ 地域外来・検査センターの運用開始に伴い、新型コロナウイルス感染が疑われる市民の相談窓口として、かかりつけ医や近隣の診療所（島田市医師会・榛原医師会）における受診相談の実施

(4) 感染予防・まん延防止措置

ア 市民及び家庭での対応

- ① 家庭内感染、特に同居する高齢者への感染を予防するための生活様式の実践
- ② 職場、外出時、イベント・行事・会合の出席時、飲食時における3密回避処置、マスク装着・手指消毒等の衛生対策の実践
- ③ 感染拡大地域との行き来（本人・家族・親戚・知人・友人等）は、県の警戒レベルに応じた呼びかけに準じて対応
- ④ 熱中症対策としての適宜マスクを外すこと、乳幼児へはマスクをさせないこと等の励行
- ⑤ 免疫力向上のために、適度の運動、食事への関心、家庭団らん等、ストレスをためない、持病を悪化させない工夫
- ⑥ 飲食店での飲食は、多人数で長時間にわたる場合や大声で歌う・騒ぐ等の場合は、クラスター発生につながるリスクが高まることを考慮する。また、3密回避や衛生対策が十分に行われている飲食店の利用に努める。
- ⑦ その他「新しい生活様式」の実践例を参考として日常生活を送る。
- ⑧ 新型コロナ接触確認アプリ「COCOA」の積極活用

イ 事業所等の対応

- ① 業界団体での感染予防マニュアル等を参考に、事業所としての職場内での感染予防策を徹底するとともに、時差出勤やテレワーク等、できる範囲での取組を進める。
併せて、従業員の平素の健康管理や定期健康診断を確実に実施する。
- ② 従業員に感染者が発生した場合の、従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得への配慮
- ③ 感染者発生時の対処、調査や消毒のための一時休業（部分休業）と企業としての事業継続措置の実施

ウ 公共施設の利用

- ① 3密回避対策や出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を徹底する他、国・県によるイベント開催制限の指針に基づく人数制限、必要に応ずる施設内の一部機能の利用制限を行いつつ、施設の設置目的に応じた利用とする。
- ② 公設の一部観光施設については、当面、感染拡大地域からの来訪者については利用自粛を促す。
- ③ 施設利用者等に感染者が発生した場合等の休業は、利用者の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行う。この際、当該施設の利用目的や利用者の特性、休業した場合の影響と代替手段確保の必要性等を十分に考慮する。

エ 小中学校における対応

- ① 感染防止に関する文部科学省及び市で策定したマニュアルに基づき、学校内での児童生徒及び教職員の感染防止対策を徹底し、教育活動を継続する。
学校行事については、関係する地域や校内等における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討する。
- ② 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合等の休業は、児童生徒及び教職員の安全確保のために必要に応じて行う。
- ③ 放課後児童クラブの対応は、小中学校に準ずる。ただし、小学校が一時休業となった場合は、開所ニーズが高まることもあることから、個別の状況に応じた対応を検討する。

オ 保育所等における対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 感染防止に関する衛生管理マニュアル及び市で策定したマニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染防止対策を徹底し、運営を継続する。
- ② 園児及び職員に感染者が発生した場合の休業は、保護者への影響が極めて大きく、園児の安全確保のために真に必要な場合に限って、限定的かつ一時的に行う。状況により、休業ではなく、登園自粛要請で対応する選択肢も検討する。

カ 社会福祉施設の対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 感染予防マニュアルに基づき、入所型施設については原則面会禁止、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒、入所者の定期的な検診等の対策を継続する。
- ② 市は県と連携し、特に比較的規模の大きい高齢者福祉施設を重点に、感染対策や衛生対策の実施状況について、助言を与える必要な支援を行う機会を設ける。

- ③ 入所型の福祉施設は、利用者や職員の中から感染者が発生したときは、当該感染者を隔離するとともに、入所者及び職員全員のPCR検査を行い感染の有無を迅速に把握する。また、面接した家族等、濃厚接触者の特定を迅速に行う。

また、通所型、訪問型併設の福祉施設については、入所以外は臨時休業する等により、さらなる感染拡大を防止する。

- ④ 市は、上記に係る県の対応に積極的に協力するとともに、当該施設の感染対策強化や施設運営継続について、必要な支援を行う。

キ イベント・会合等の開催

- ① イベント等の開催制限に関する指針を踏まえ、3密回避対策及び出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を徹底したうえで開催する。

また、全国的・広域的なイベントは、当面見合わせる。

- ② 市が主催する会合・講演会等は、その目的や効果等、必要性を慎重に検討し、3密回避対策・各種衛生対策を徹底した上で開催する。

- ③ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化・地域コミュニティの強化・防災対策・見守り効果のほか、コロナ禍でのストレス解消による免疫力向上の効果が見込まれることも考慮し、3密回避対策や衛生対策を徹底した上で開催する。この際、参加範囲を確認することに努める。

(5) 医療体制

ア 市民病院の対応

- ① 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染防止対策を講じつつ、外来・入院診療を継続する。

- ② 今後の医療ニーズへの対応

コロナ禍の影響を最小限に抑え、予定どおり令和3年5月に島田市立総合医療センターを開院する。

イ 島田市地域外来・検査センター

PCR検査体制強化のため、県の業務委託として、8月26日から島田市地域外来・検査センターの運用を開始した。

(6) 市民生活・社会経済体制の安定確保

ア 市役所の業務継続

- ① 市役所全体として、また市民対応窓口や出先機関の特性に応じて、3密回避対策や衛生管理対策等の感染予防策を講じつつ、業務を継続する。

- ② 感染拡大の状況に応じ、重点的に対応すべき業務等への職員の一時的な配置を行うほか、時差出勤、在宅勤務、執務室の分離等の感染防止策を実施する。

イ 事業所の事業継続

- ① 事業所は、職場における感染防止措置を強化するとともに、事業継続計画等に基づき事業を継続する。

特に、災害対応における指定公共機関に指定されている事業所に対しては、

従業員の感染状況等に応じ、重要な業務を維持・継続するため、それ以外の業務を縮小・中止し、維持すべき業務に係る要員や資材を確保するよう要請する。

- ② 中小事業所で、業務継続計画を策定していない事業所に対し、自然災害を含めて様々なリスクに対応するための一助として、事業継続計画の策定を推奨するとともに、市として資金面のみならず計画策定と体制整備についての相談にも対応する。

ウ その他

- ① 事態の急変や緊迫に伴い、適宜、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。
- ② 感染性廃棄物の処理について、関係事業所及び家庭でのゴミとしての適切な処理を呼びかける。
- ③ ネット上で流布している根拠のない断片情報や、感染者や医療関係者に対する誹謗中傷、偏見・差別意識が生じないよう、繰り返し呼びかけを行う。

(7) 災害時における新型コロナウイルス感染症対策

ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及

- ① 県のガイドライン等を踏まえ、感染症対策を考慮した避難所の開設・運営要領を整理し、現行の避難所運営マニュアルの改定に反映させる。

この際、避難スペース確保のため、施設管理者との申合せを行う。

- ② 8月30日開催の島田市総合防災訓練において、島田第二小学校においてコロナ禍における避難所運営要領を実演し、避難所運営を担う各自主防災組織や避難所運営組織役員研修の場とした。また、啓発用のDVDを配布し、各地域での避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策の普及促進を図った。

イ 避難所用の備蓄物資の充実

非接触型体温計、消毒液、マスク等の衛生対策用品のほか、パーティションルーム（テント）、簡易ベッド、大型扇風機、アクリル仕切り板、フェイスシールド等の3密回避用品の指定避難所への備蓄を促進する。

ウ 避難先（場所）の選定

避難行動は、安全確保が目的であり、指定避難所に移動するよりも、自宅の2階以上への在宅避難、親戚・知人宅への避難、地区集会所への避難等、確実に身の安全を確保できる避難行動を選択すべきことを、さらに普及啓発する。

(8) 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方交付金事業を着実に推進する。

イ 市民や市内事業所自らが新たな事業を創出し展開するきっかけとなる場を提供し、補助金に頼らない持続性のある事業展開につなげる。